J-MAGIC Shooting School 規約

第1条【名称および所在地】
当射撃教室は、J-MAGICShootingSchool(以下本スクールという)と称し、事務局を埼玉県川口市南鳩ヶ谷5-28-5合同会社J-MAGIC内に置く。

第2条【目的および指導方針】
本スクールは、ライフル射撃競技の指導を通して、人格の育成ならびに健全な心身の鍛錬を行うとともに、会員相互の親睦を図りながら、地域スポーツ振興に寄与することを目的とする。

第3条【入会資格】
1.本スクールに入会できる者は、本スクールの趣旨に賛同し、本規約に同意する対象年齢(小学4年生から中学校3年生に該当)の者とする。
入会希望者は所定の手続きにより本スクール事務局に対して入会を申し込む。なお原則として事前に入会希望クラスで体験をしていることを必須とする。
2.以下の各号のいずれかに該当する者は本スクールに入会することができず、申し込みがあった場合も、本スクールは入会を承諾しないことがある。
(1)保護者や付添人が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又はその関係者、その他反社会的勢力に該当する方
(2)過去に当社の各種スクールの入会金、事務手数料、月会費、利用料等未払い債務のある方
(3)過去に当社の各種スクール又は各種イベント、於いて、利用の停止、または除名処分を受けたことがある方
(4)過去に入会取消処分を受けた方
(5)その他本スクールが適当でないと合理的理由をもって認める場合

第4条【会費】
会員は、別に定める入会金、年会費および月謝を所定の期日迄に納入しなければならない。月謝滞納が3ヵ月続いた場合は退会とみなすことができる。ただし、会員は退会の時期に関わらず、滞納している月謝を全額支払わなければならない。また、一旦納入した入会金、年会費および月謝等は、理由の如何を問わず返還しない。毎月の指定日に、参加クラスに応じた所定の月謝を請求する。
第5条【月謝支払】
会員は、本スクールで利用する「square」にクレジットカードまたはデビットカードを登録したうえで支払いを行わなければならない。
振込による対応は受け付けない。なお、月の途中での入会等、各月の所定回数に満たない回数の参加であっても一切の割引を行わない。

第6条【領収書】
本スクールでは、「square」内での決済によるものについて領収書の発行を行わない。

第7条【遵守事項】
会員は、次のことを守らなければならない。
(1)本スクール内の秩序、規則、コーチの指示。
(2)本スクールの会場の利用規約その他利用上の注意。
(3)本スクール会場近辺や、公共交通機関内で周囲の迷惑になる行動を取らないこと。

第8条【活動期間】
本スクールの活動期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。年末年始やその他の事由で休校する場合がある。

第9条【入会手続き】
「入会申込書」を提出することで入会となる。
入会月について、入会希望月の途中での入会も可能であるが、その月の最後のスクールが終了したのちに書類の提出があった場合には翌月の入会として取り扱う。また、参加回数による月謝の割引は行わない。なお、本スクール会員は「会費Pay」への登録が必須となり、登録の案内は本スクールでの書類受領後にメールにて行う。なお、squareの利用については「Block, Inc.」のサービス規約、プライバシーポリシー等が適用されるため、会員は登録時にこれらを自らの責任で確認の上、利用するものとする。

第10条【各種連絡事項の案内】
本スクールの中止や年度更新手続き等の重要な事項を含む各種連絡はクラブ連絡アプリ「Band」により行うものとする。会員自身の責任に起因する確認不足により被った損害・不利益について、本スクールは一切の補償や補填を行わない。

第11条【物品の購入および着用】
会員は、本スクールが指定する道具を購入し着用しなければならない。ただし、本スクールから特に指定がない場合に関してはこの限りではない。また、一旦購入した物品に関しては本スクールの責任に起因する不備等でない限り金銭の返還はしない。

第12条【曜日・会場の変更】
会員は、本スクールで登録する曜日・会場を変更する場合には、変更を希望する前月の15日までにBandにて連絡を行わなければならない。なお、変更により生じる月間および年間の参加回数の増減について本スクールは関与せず、一切の補償・補填を行わない。

第13条【登録内容の変更】
会員は、氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の変更がある場合には速やかに連絡し、変更手続きを行わなければならない。

第14条【クラスの振替】
Bandにより事前の連絡を行うことにより欠席分の振替を行うことができる。ただし、定員に達している等の理由により希望通りの振替ができない場合でも一切の補償を行わない。なお、休会中・退会後・次年度の日程への振替は不可とする。前倒しによる振替の場合は翌月分までのみを振替可能とする。退会時に前倒した分があれば、その分の会費を支払うものとする。

第15条【休会】
会員は、本スクールを休会する場合には、休会を希望する前月の15日までに所定の申込フォームへ入力し、別途定める休会規定に従わなければならない。

第16条【退会】
会員は、本スクールを退会する場合には、退会を希望する月の15日までに所定の申込フォームへの入力を行わなければならない。この場合、フォームの入力　および送信の翌月末をもって

J-MAGIC Shooting School 規約

退会となる。ただし、3月の年度更新時のみ、入力期限は1ヵ月早まる。期日を過ぎた場合は、次月での対応となる。

第17条【閉校】
天災地変、社会情勢の変化や通常の射撃教室運営を継続することが困難となる事由が生じた場合は、本スクールを休校、もしくは閉校することがある。

第18条【登録更新】
次年度への在籍登録は、所定のフォームへの入力がない限り自動更新とする。

第19条【負傷時の処置】
会員が、本スクールでの練習時に負傷した場合には、本スクールが応急処置を施す。ただし、その後の治療、入院、通院等については保護者が責任を負う。

第20条【再入会】
一度退会をし、再度入会をする場合には、退会からの経過日数により、それぞれ下記の通りの取り扱いとする。
(1)同一年度内の再入会・入会金および年会費は不要　(2)退会の翌年度の再入会・入会金および年会費が必要。
(3)退会の翌々年度以降の再入会・入会金および年会費が必要。なお、各種入会キャンペーン・割引制度は適用　外とする。

第21条【除名】
本スクールは、本規約に違反した者、法令等や公序良俗に反する行為を行った者、本スクールの名誉を損なう等会員としてふさわしくないと判断された者および月謝滞納が3カ月続いた者を退会させることができる。上記の事由により退会とした者について再入会を受け付けない。

第22条【免責】
1.本スクール内の諸規則や指導者の指示、会場の利用規則等に従わないで起きた事故、盗難等について本スクールは一切の責任を負わない。
また、スクール開始前や終了後に発生した事故、盗難　等についても責任を負わない。
2.本スクールでの忘れ物については原則として事務局内に保管し、保管方法・期間等については射撃場の規則に従うものする。破棄の対象となった場合でも一切の補償を行わない。なお、射撃場での忘れ物については保管期限を1ヵ月とする。
3.本スクールは、会員間または会員と他の会場利用者等第三者との間に発生したトラブル・損害等については、一切責任を負わない。トラブル等はその当事者間の責任において解決するものとする。
4.前3項の定めにかかわらず、当スクールに故意または重大な過失がある場合には、会員の現実に被った直接の損害について賠償する。

第23条【物品の破損】
本スクール内の諸規則や指導者の指示、会場の利用規則等に従わずに物品の破損が発生した場合、修理費用について当事者に請求を行う。また、破損の状態が酷い場合は新たな物品を購入し、当事者に請求を行う。当事者は請求書の発行日より1ヶ月以内に請求金額を支払う。

第24条【SNS投稿、WEB掲載】
スクール中の写真および動画の撮影は可能とするが、本人以外が映るものについては許可なくSNS等へ投稿・WEBサイトへアップすることを原則禁止とする。
また、写真・動画のない投稿についてもプライバシーに配慮し、公序良俗に反する内容の投稿をすることを禁止とする。

第25条【個人情報の利用目的】
本スクールに関して取得した個人情報は、以下の目的で利用する。なお、会員の本スクールの卒業または退会後も、②および③・④の目的のために利用することがある。

①本スクールの運営のため
②問合せへの対応のため
③合同会社J-MAGICまたはその適切と判断する企業、団体等の商品、サービス等のご案内のため会員の肖像を含む静止画や動画を使用した、本スクールまたは関連するイベントの宣伝や広報のため
④その他個人情報の取り扱いについては合同会社J-MAGICの公表するプライバシーポリシーの定めるところによる。

第26条【付則】
1.本スクールは、必要に応じて随時、本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項について細則　を定めることができる。
2.前項の定めにかかわらず、規約の改定や細則の定めに会員に不利益な事項を含む場合は、本スクールはあらかじ　め本スクール所定の方法で改定内容を通知または周知す　るものとする。

第27条【発効および改定】
この規約は、2024年11月1日より発効する。